

明石市新型コロナウイルス感染症の患者等に対する支援
及び差別禁止に関する条例（案）

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 総合的支援（第5条—第7条）

第3章 差別的取扱い等の禁止（第8条・第9条）

第4章 対策本部（第10条・第11条）

第5章 雑則（第12条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、新型コロナウイルス感染症の患者等に対する市の支援に関して基本となる事項を定めるとともに、当該患者等に対する差別的取扱い等を禁止することにより、新型コロナウイルス感染症の発生時において市民の生命、健康及び人権を保護し、並びに市民生活及び市民経済の安定に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 新型コロナウイルス感染症 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。

（2） 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市民 次のアからウまでのいずれかに該当する者をいう。

ア 新型コロナウイルス感染症の患者（感染症法第6条第11項に規定する無症状病原体保有者を含む。）である市民又は新型コロナウイルス感染症に感染していると疑うに足る正当な理由のある市民（以下「新型コロナウイルス感染症の患者等である市民」という。）

イ 新型コロナウイルス感染症の発生に起因する生活上の不便又は経済的な影響を受ける市民

ウ 新型コロナウイルス感染症の患者等である市民の家族である市民

（3） 事業者 市内において事業活動を行う者又は団体をいう。

（4） 新型コロナウイルス感染症対策本部 市長が新型インフルエンザ等対策特

別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第34条第1項の規定に基づき設置する市町村対策本部であって、新型コロナウイルス感染症に係るものをいう。

- (5) 新型コロナウイルス感染症対策 法第34条第1項の規定に基づき新型コロナウイルス感染症対策本部が設置された時から、法第37条において読み替えて準用する法第25条の規定に基づき廃止されるまでの間において、市が法令等の規定により実施する措置又は支援をいう。

(市の責務)

第3条 市は、市内における新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延を防止するため、適切な措置を講じなければならない。

- 2 市は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市民への支援を適切に実施するものとする。
- 3 市は、新型コロナウイルス感染症に関する情報を市民及び事業者に適切に提供するものとする。
- 4 市は、第2項に規定する支援及び前項に規定する情報提供を実施するに当たっては、新型コロナウイルス感染症の患者等である市民及びその家族の人権を十分尊重しなければならない。
- 5 市は、第2項に規定する支援及び第3項に規定する情報提供を実施するに当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市民には、新型コロナウイルス感染症の患者等である市民のみならず、その家族である市民が含まれていることに十分配慮しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、自己の管理する場所又は施設において、新型コロナウイルス感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 事業者は、新型コロナウイルス感染症対策に協力するよう努めなければならない。

第2章 総合的支援

(市民及び事業者に対する支援)

第5条 市は、市民及び事業者に対し、新型コロナウイルス感染症の予防に関する知識の普及啓発その他の新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、新型コロナウイルス感染症が発生したときは、市民及び事業者に対し、

必要な情報の提供及び助言を行うとともに、相談体制の充実その他の必要な支援を実施するものとする。

3 市は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市民が安心して日常生活を営むために必要な支援を実施するものとする。

4 市は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市民の経済的負担の軽減を図るための支援を実施するものとする。

5 市は、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（以下「ワクチン接種」という。）を実施するに当たり、障害、高齢その他の理由によりワクチン接種を受けることに困難、不安等を感じている市民に対して、その者の意向を尊重しながら、その特性に応じた合理的な配慮を行うことにより、希望する全ての市民が安心してワクチン接種を受けられる環境を整備するものとする。

6 市は、感染症法第80条又は第81条の規定にかかわらず、これらの条に規定する行為を行った市民の事情等に配慮し、寄り添いながら支援を実施するものとする。

7 前各項に掲げるもののほか、市は、この条例の目的を達成するために必要な措置又は支援を適宜実施するものとする。

（施設等に対する支援）

第6条 市は、社会福祉施設その他の多数の者が利用する施設（以下「社会福祉施設等」という。）において新型コロナウイルス感染症が発生し、又はまん延しないように、巡回指導、啓発活動その他の必要な支援を実施するものとする。

2 市は、社会福祉施設等において新型コロナウイルス感染症が発生した場合であって、当該社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症のまん延を防止し、当該社会福祉施設等が事業を継続するために必要があると認めるときは、次に掲げる支援を実施するものとする。

（1） 新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するための措置に係る保健師等による指導及び助言

（2） 新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所の消毒に係る支援

（3） 当該社会福祉施設等が新型コロナウイルス感染症のまん延の防止のための措置を講ずるに当たり必要な資材又は経費に係る支援

（4） その他当該社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症のまん延を防止し、当該社会福祉施設等が事業を継続するために必要な支援

（関係機関等との連携）

第7条 市は、前2条に規定する支援をより効果的に実施するため、医療機関をはじめとする関係機関、関係団体、事業者等と連携するものとする。

第3章 差別的取扱い等の禁止

(差別的取扱い等の禁止)

第8条 何人も、全ての者に対し、新型コロナウイルス感染症に感染し、又は感染しているおそれがあること、過去に新型コロナウイルス感染症に感染した経験があること、ワクチン接種を受けていないこと、自己の管理する場所又は施設において新型コロナウイルス感染症が発生したこと等を理由とする不当な差別的取扱い、誹謗中傷その他の権利利益を侵害する行為(以下「差別的取扱い等」という。)をしてはならない。

(差別的取扱い等への対応)

第9条 市は、市民から、差別的取扱い等を受け、若しくは受けるおそれがある旨の申出を受けたとき又は市民に対して差別的取扱い等が行われ、若しくは行われるおそれがあることを発見したときは、当該差別的取扱い等を受け、又は受けるおそれがある市民(以下「支援対象者」という。)の救済を図るために、次に掲げる支援を実施するものとする。

- (1) 支援対象者からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びに必要な情報を提供する支援
- (2) 支援対象者が安心して日常生活を営むために必要な経済的支援その他の支援
- (3) 差別的取扱い等の防止のために必要な措置の実施その他の支援対象者の権利の擁護のために必要な支援

2 市は、前項に規定する支援を実施するに当たっては、支援対象者の意思を尊重しなければならない。

第4章 対策本部

(新型コロナウイルス感染症対策本部)

第10条 新型コロナウイルス感染症対策本部長(以下「本部長」という。)は、新型コロナウイルス感染症対策本部の事務を総括し、その職員を指揮監督する。

2 新型コロナウイルス感染症対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 新型コロナウイルス感染症対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、新型コロナウイルス感染症対策本部の事務に従事する。

4 新型コロナウイルス感染症対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必

要な関係機関の職員を置くことができる。

5 前項の関係機関の職員は、市長が委嘱する。

(会議)

第11条 本部長は、新型コロナウイルス感染症対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、新型コロナウイルス感染症対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

第5章 雑則

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。